

分別回収にご協力ください

小型家電リサイクル法が 始まります!

古くなったり、壊れたりしたデジカメや携帯電話などの小型家電を、
皆さんはどうやって処分していますか？ この春、新たに「小型家電リサイクル法」が始まります。
お住まいの市町村や協力小売店の分別回収にご協力ください。



© 中央ヤンボル「くま夫婦」/月刊IKKI

小型家電リサイクルの 対象品目はコレ!

ご家庭の電気や電池で動く家電製品が広く対象となります。*

CHECK! 小型家電リサイクル法の「対象品目」

パソコン 携帯電話 ドライヤー DVDプレーヤー
デジタルカメラ 時計 電子辞書 etc...

この他にも電子レンジや掃除機など100品目以上の小型家電が対象です。
市町村ごとに回収品目が異なりますので、
お住まいの市町村の分別ルールに従って出しましょう。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の家電4品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。「小型家電リサイクル法」の対象ではありません。
詳しくは家電小売店、市町村へお尋ねください。



Q1 なぜ小型家電を集めてリサイクルするの？

**資源の有効利用と
環境汚染の防止のためです**

小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンにもなります。そのうち有用な金属は28万トンであり、金額にして844億円分にもなります。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。しかし現在は、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋立地に処分されています。また、違法な不用品回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているものもあります。

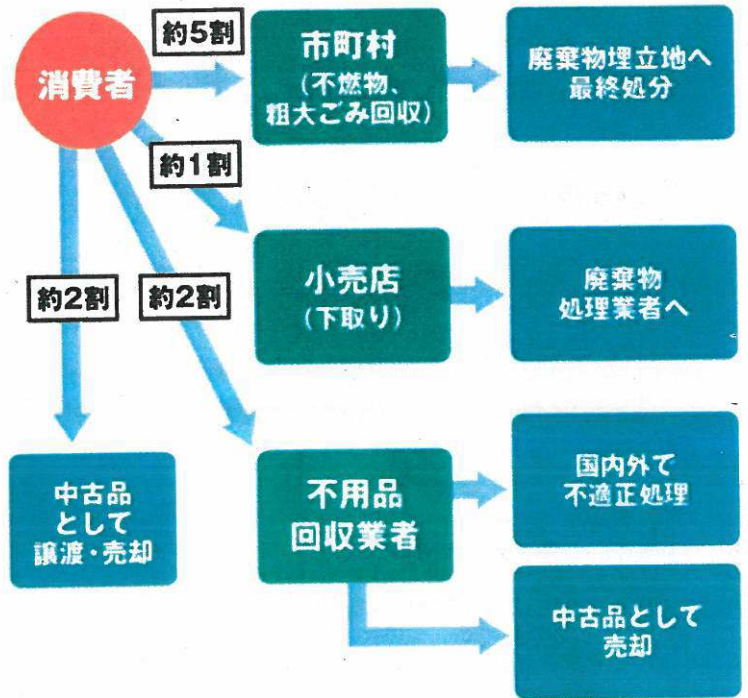


小型家電の電子基板には有用金属が含まれています。



廃棄物の埋立地

現在の使用済小型家電の主なフロー



Q2 どのように回収するの？

お住まいの市町村ごとに以下のような方法で回収します。

ボックス回収

公共施設やスーパー、家電販売店などに専用の「回収BOX」を設置し、回収します。



ピックアップ回収

粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で自治体の職員が小型家電を取り出します。



ステーション回収

ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。



Q3 個人情報が入ってる携帯電話やパソコン。きちんと取り扱われるの？



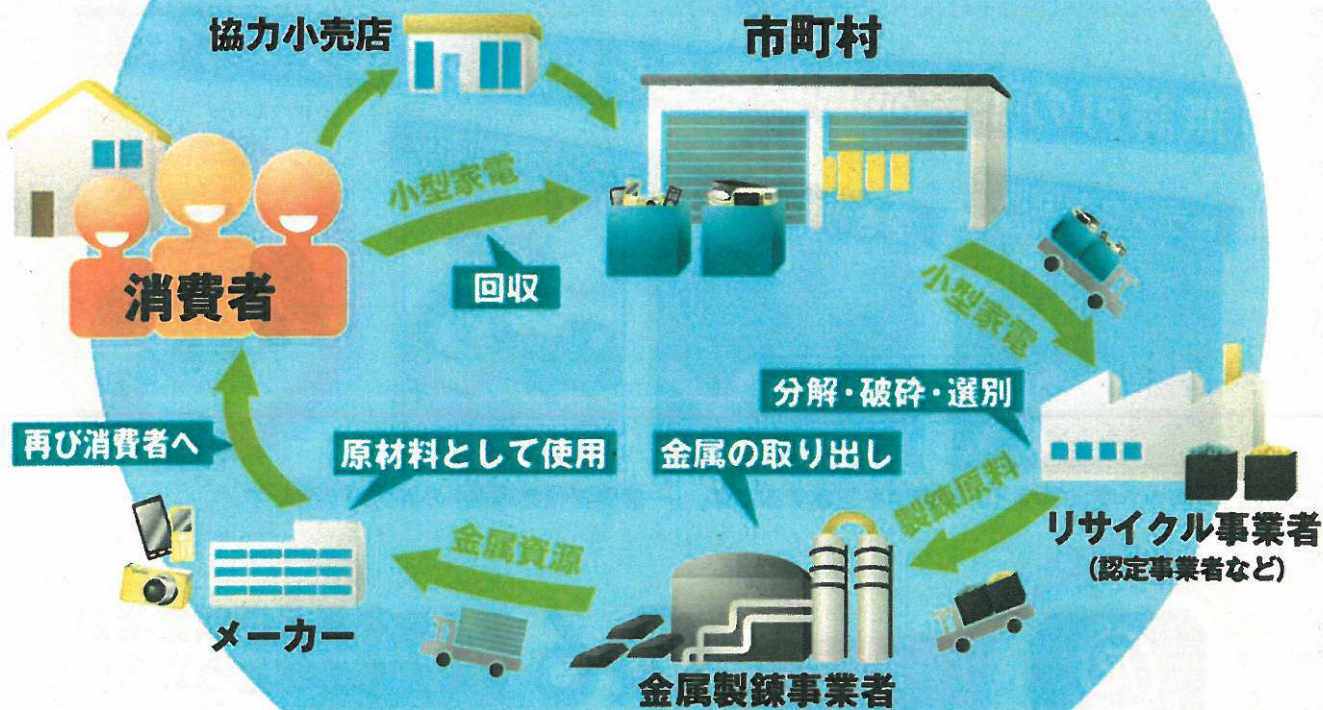
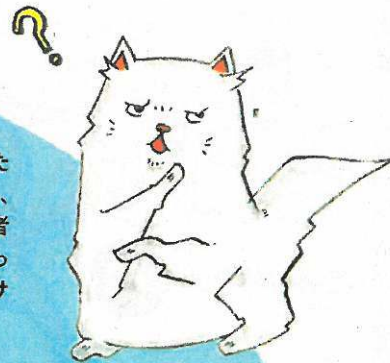
**適正な管理の下、
回収・リサイクルが
行われます**

市町村及び認定事業者は、回収からリサイクルされるまで、盗難対策を講じるなどしっかりと管理します。なお、携帯電話・PHSは専売店においても回収しています。また、パソコンはメーカーにおいても回収しています。

Q4 回収されたものはどうなるの？

**きちんと処理され、
資源となります**

適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた「認定事業者」が、回収された小型家電を分解・破碎し、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属製錬事業者が金属資源として再生します。この過程で有害物質も適切に処理します。消費者から回収された小型家電は、リサイクルされ、再び製品として返ってきます。



鉄やアルミのほか、
金・銀・銅なども
取り出せます



写真提供：DOWAホールディングス (株)



Q5 いつから回収がスタートするの？

**市町村ごとに、
回収がスタートします**

平成25年4月1日以降、回収体制の準備ができた市町村から順次、回収を開始します。開始時期はお住まいの市町村にお尋ねください。
※既に法律のスタート前から先行して回収を行っている市町村もあります。



小型家電の処分に 違法な不用品回収業者を 利用していませんか？

無許可の不用品回収業者を利用してはダメです！



家庭から廃家電などの廃棄物を収集するには、「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。



このマークを
目印にリサイクル
しよう！



このマークの付いた
回収ボックスなどを目印に
小型家電の分別回収にご協力ください！

※このマークは、国の認定を受けたりサイクル事業者又は、小型家電リサイクルに取り組む市町村しか使用することはできません。

Q6 違法な不用品回収業者が 集めたものはどうなるの？

国内外での不適正処理につながっています

一部、中古品として転売されるものもありますが、不法投棄、不適正な処理や管理により国内外で環境汚染や健康被害が懸念されています。



小型家電リサイクル [検索](#)

◆土浦市との比較

	千葉県	茨城県
	柏市 (旧柏地域)	土浦市
人口 (H25. 4. 1 住基データ)	350,200人	145,843人
面積	72.91km ²	122.99km ²
ごみ区分の種類 (H25年度)	資源品 (古紙・古布・ペットボトル・空ビン類・空カン類・金属類) 容器包装プラスチック類 可燃ごみ 不燃ごみ 有害ごみ 粗大ごみ	資源物 (缶・ビン・ペットボトル・古布・乾電池・紙類) 燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 他, 充電電池や蛍光灯, 廃食用油, ペットボトル, ペットボトルのキャップの拠点回収
家庭ごみ総量 (H24年度実績)	88,611トン	42,971トン
制度導入 (実証事業に参加) に至った経緯	検討中 制度の継続性, 財政負担の程度, 個人情報保護などが課題。 再資源化を行う事業者の認定数も増えてきたことから, 具体の仕組等を検討。	環境省の実証事業に参加。 平成25年10月1日～平成26年3月31日
導入前の小型家電の分別区分	資源品 (ほとんどが金属でできているもの), 不燃ごみ, 粗大ごみ	不燃

平成25年
10月1日から

小型家電の回収に

ご協力をお願いします!



なにを 集めるの?

ご家庭で不用となった以下の家電製品のうち、回収ボックス
に入る大きさのものが対象です。

(投入口の大きさは30cm×15cmです。)

情報端末

- 携帯電話
- 充電器
- タブレット端末
- PHS 端末



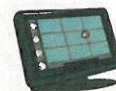
パソコン周辺機器

- ウェブカメラ
 - キーボード
 - テンキー
 - ハードディスク
 - マウス
 - USB メモリ
 - ルーター
- (パソコン本体は対象外)



趣味・生活家電、AV機器

- ICレコーダー
- ACアダプタ
- OA タップ
- 携帯型音楽プレイヤー
- 携帯型ゲーム機
- 携帯型ラジオ
- ケーブル類
- ゲーム用コントローラ
- 据置型ゲーム機
- 卓上IH調理器
- デジタルカメラ
- 電気かみそり
- 電子辞書
- 電卓
- 電動歯ブラシ
- 電話機
- 時計
- フィルムカメラ(インスタントカメラを除く)
- ヘッドライヤー
- ヘッドホン・イヤホン
- ポータブルカーナビ
- ポータブルDVDプレイヤー
- ポータブルビデオカメラ
- リモコン



どこで 集めるの?

土浦市役所、土浦市清掃センターのほか、各地区公民館
などに専用の回収ボックスを設置しています。



施設内に回収ボックスを設置してありますので、
開庁・開館時間内にお持ちください。



- ボックス投入後は返却できません。
- 個人情報投入前に消去してください。
- 電池等は必ず取り除いてください。

なぜ 集めるの?

不燃ごみとして埋立処分されてきた使用済み小型家電から、
金属などを取り出し、リサイクルする仕組みをつくるためです。



●処理施設でリサイクル



●金、銀、銅などが回収できます



廃家電製品の処分

違法な回収業者を利用していませんか？

以下のような業者の多くは、無許可で
 廃家電製品などの廃棄物を回収しています。



□ 空き地型回収



□ トラック型回収



□ チラシ配布型回収

ご家庭からの廃棄物を回収するには
 「一般廃棄物収集運搬許可」
 が必要です。

不適正処理、不法投棄につながっています。

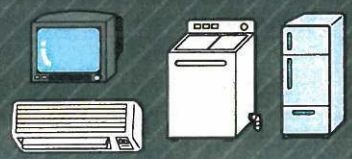
中古品として転売されるものもありますが、
 多くが不適正な処理、不法投棄に
 つながっており、フロンガスや有害物質
 等の放出による環境破壊や健康被害が
 懸念されています。



ルールを守って正しく処分してください。

家電4品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

ご家庭で不用になった家電4品目は、家電販売店（過去に購入した店舗、新たに購入する店舗）、指定引取場所で引き取ってもらってください。（リサイクル料金等がかかります。）



パソコン デスクトップパソコン、ノートパソコンなど

使っていたパソコンのメーカーに連絡し、メーカーの指示にしたがって引き取ってもらってください。「PCリサイクルマーク」がついていないパソコンは、リサイクル料金がかかります。



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法案の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

※環境省ホームページ

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

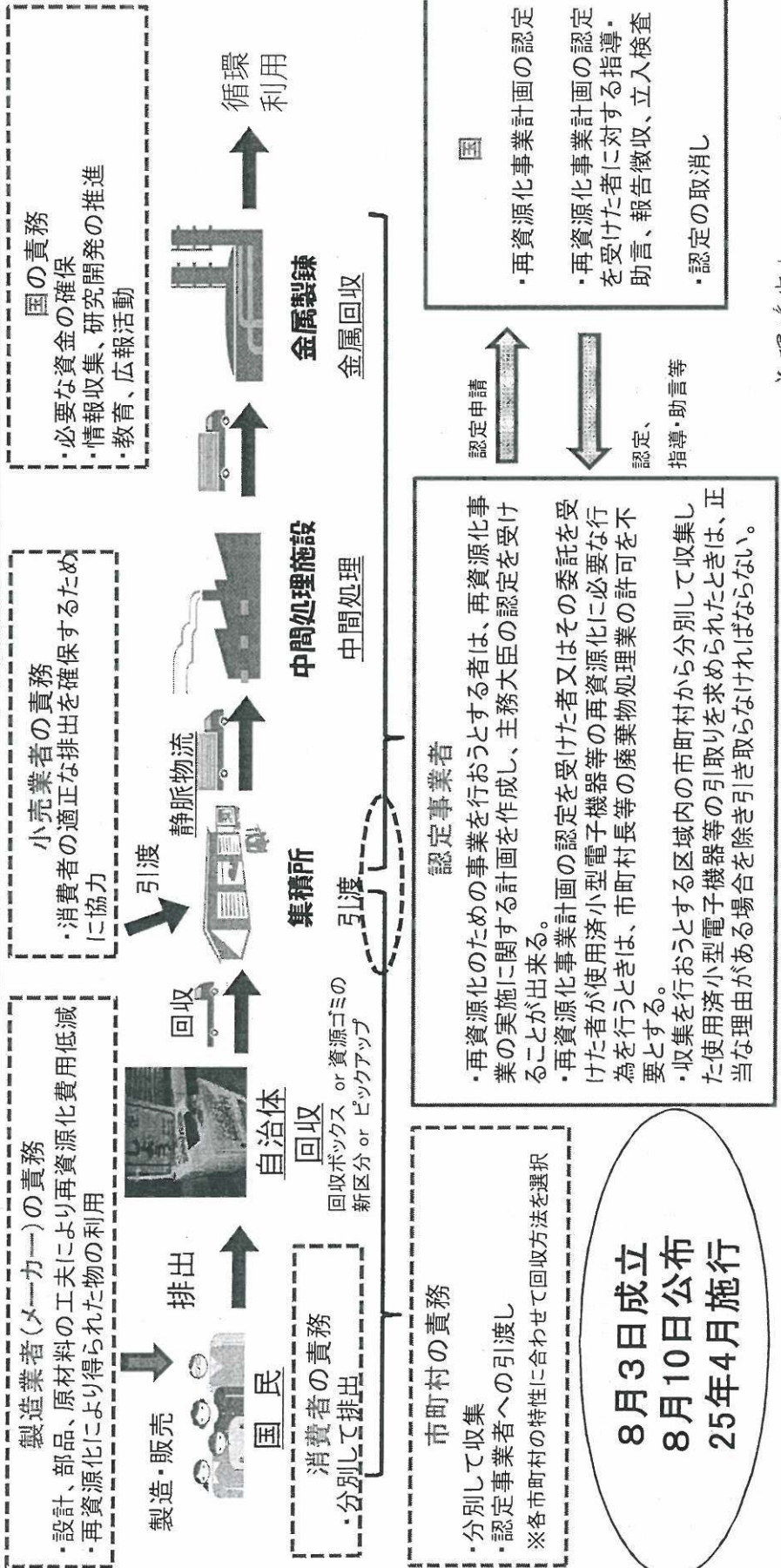
使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が日常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
 (内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項等



使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

(Ver. 1.0)

〔抜粋〕

平成25年3月

環境省
経済産業省

2 制度対象品目・特定対象品目について

2.1 制度対象品目

本法では、①消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、②効率的な収集運搬が可能であり、③経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることにしています（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第二条）。

この定義に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第一条において、携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラなどをはじめとする電気機械器具を、28の分類で制度対象品目として定めています。品目の分類は、「商品分類表（製造業）」（平成24年経済センサス・活動調査）に基づいて整理を行っています。品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係は、参考1を参照して下さい。

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具のうち、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の対象となっている品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）以外の品目については、ケーブルや充電器などの附属品も含めて、ほぼ全ての品目が制度対象品目となりますが、

- ①太陽光パネル等、特殊な取り外し工事が必要である品目、
 - ②破損しやすく特別な収集運搬を必要とする蛍光管や電球、
- については制度の対象外となっています。

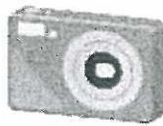
市町村は、この制度対象品目の中から、それぞれの実情に合わせた形で回収する品目を選定することになります。小売業者が回収する品目については、市町村や認定事業者とご相談ください。なお、制度対象品目の中には電気ドリル等の工具も含まれることから、回収の際には安全面にも留意してください。

<制度対象品目の例>

・携帯電話端末・PHS 端末



・デジタルカメラ



・ビデオカメラ



・電子レンジ



・電気掃除機



・ジャー炊飯器



2.2 特定対象品目

特定対象品目とは、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国が本ガイドラインにおいて指定するものです。市町村・消費者が認定事業者へ処理料金を支払わなくても済む範囲で、できるだけ多くの品目をリサイクルすることが制度上望ましいことから、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能となる品目群¹を試算した結果を踏まえて、特定対象品目を指定することを基本とします²。加えて、消費者のわかりやすさなども勘案して、以下の品目とします。

【特定対象品目】

- ・ 携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む）※
※これらには、タブレット型情報通信端末を含みます

- ・ 電話機、ファクシミリ

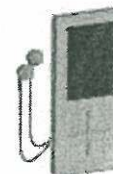


- ・ ラジオ

- ・ デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ

- ・ 映像用機器（DVD-ビデオ、HDD レコーダ、BD レコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）

- ・ 音響機器（MD プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CD プレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、IC レコーダ、補聴器）



- ・ 補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）



- ・ 電子書籍端末

- ・ 電子辞書、電卓



- ・ 電子血圧計、電子体温計

- ・ 理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）



- ・ 懐中電灯

- ・ 時計



¹ 対象とする品目の全てを認定事業者へ引き渡す場合に、認定事業者における経費（静脈物流費、中間処理費、システム管理費等）と有用資源売却益がトータルで釣り合う範囲として平成 24 年時点で試算し、抽出した品目の群。

² 市町村・消費者が認定事業者へ引き渡す個々の局面において、有償/無償/逆有償のいずれになるかは、個々の契約によって決まります。

・ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）

・カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット）

・これらの附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）



2.3 使用を終了していない小型電子機器等の扱いについて

本法において、使用済小型電子機器等とは次の通り定義されています。

法第2条第2項

この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

よって、本法の対象となるのは、小型電子機器等のうち、「その使用を終了した」ものに限られ、家庭で使用されている小型電子機器等や、リユースショップで中古品として販売されている小型電子機器等については、「使用を終了していない」ため、本法の対象とはなりません。

リユースショップで中古品として販売するために、消費者から引渡しを受ける場合には、リユース品としての査定を行い、買取価格を決定することになりますが、このようなリユースについては、法律の施行前から有価物の取引として広く行われているものであり、本法の各規定の対象外となるため、認定事業者であるか、認定事業者以外であるかに関わらず、本法の施行後も従来通り続けていくことができます。このような場合には、買取金額と収集運搬費を考慮して逆有償になる場合を除き³、使用を終了していないと判断されます。

一方で、それ以外の場合（査定を行わずに引渡しを受ける場合や、リサイクル品として査定を行う場合など）は、一度「小型電子機器等」としての使用が終了していると考えられるため、「使用済小型電子機器等」として、本法の各規定の対象となります。

本法の認定を受けることで、認定事業者は、廃棄物に該当する使用済小型電子機器等の回収を行うことが可能となりますが、一方で、使用済小型電子機器等の引取り実績や再使用の実績を報告する必要があります。認定事業者又はその委託を受け

³ 収集運搬費が買取金額を上回る場合には、廃棄物と判断されることから、「使用を終了した」と判断されます。

た小売業者が、「使用を終了していない」小型電子機器等の引取りも（本法の各規定の対象外として）行う場合には、上記に従い「使用を終了していない小型電子機器等」か「使用済小型電子機器等」かを個別に判断した上で、「使用済小型電子機器等」についての報告義務を果たす必要があります。

3 市町村内での効率的な回収方式について

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するにあたって、市町村内で効果的に使用済小型電子機器等を収集するためには、地域に根付いた回収業者の有効活用にも配慮しつつ、市町村又は小売業者によって地域に適した回収方式による効率的な回収が実施されることが望ましいと考えられます。本章では、市町村及び小売業者に実施可能と考えられる回収方式について、その概要等を整理しています。

なお、本ガイドラインは回収方式を例示したものであり、市町村や小売業者は必ずしも本ガイドラインに記載した回収方式のみを選択しなければならないということではありません。また、複数の回収方式を組み合わせることも可能です。使用済小型電子機器等の回収に関わる市町村や小売業者は、地域や消費者、既存回収制度等の実情に合わせて適切な回収方式を検討して下さい。

3.1 市町村による回収方式の種類

市町村が現行の分別収集体制に加えて実施する使用済小型電子機器等の回収方式としては、「ボックス回収」、「ステーション回収」、「ピックアップ回収」、「集団回収・市民参加型回収」、「イベント回収」、「清掃工場への持込み」、「戸別訪問回収」の7つの方式が想定されます。各方式の概要は下表に示す通りです。なお、各方式の実施方法等については、3.1.1から3.1.7にて解説していますので、参照して下さい。

表 3-1 市町村による回収方式の概要

	概要
ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックス（回収箱）を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式。 モデル事業の例では、回収ボックスの設置場所として以下が挙げられる。公共施設（市役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等
ステーション回収	<ul style="list-style-type: none"> 現行の分別収集体制においてステーション（ごみ排出場所）ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型電子機器等に該当する分別区分を新設（回収コンテナ等を設置）し、使用済小型電子機器等を回収する方式。 モデル事業の例では、ステーションは有人（指導員等）の場合が多い。 本ガイドラインでは、家庭ごみの有料化と同時に導入される場合が多い、戸別回収（戸別収集とも言う。建物ごとに敷地の中にごみ出しの場所を設ける収集方式のこと）は、ステーション回収に含む。
ピックアップ回収	<ul style="list-style-type: none"> 従来的一般廃棄物の分別区分にそって回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型電子機器等を市町村側で選別する方式。 ピックアップ作業はピット投入前のプラットフォームで行うケースやベルトコンベアにて行うケース等、様々な方法が存在。

概要	
集団回収・市民参加型回収	<ul style="list-style-type: none"> 既に資源物の集団回収を行っている市民団体が使用済小型電子機器等を回収する方式。
イベント回収	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型電子機器等を回収する方式。
清掃工場等への持込み	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場等へ消費者が使用済小型電子機器等を持参する方式。
戸別訪問回収	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が使用済小型電子機器等を排出したい旨を市町村に連絡し、市町村担当者または市町村から依頼を受けた業者が、連絡をした家庭に直接引取りに行き対象機器を回収する方式。 対面回収となる点が本回収方式の特徴。

表 3-9 回収方式ごとの特徴(市町村による回収)

回収方式	回収方式及び実施方法例							
	ボックス回収	ステーション回収	ピックアップ回収	集団回収・市民参加型回収	イベント回収	清掃工場等への持込み	戸別訪問回収	
実施方法例	ボックスを設置して回収し、専用車両によって回収	分別区分を新設し、通常のごみ回収ステーションにて回収	既存の分別区分で、通常のごみ回収ステーションにて回収	既に資源物の集団回収を行っている市民団体が回収	地域のイベントにおいて回収ボックスを設置	清掃工場に消費者が持参した対象機器を対面回収	市町村に連絡をした家庭に、引取りに行つて回収	
実施の際の利点	回収量の確保に資する	△	○	○	△	×	×	△
	常時排出、通常のごみ排出場所と同様の場所への排出が可能(消費者にとって排出容易)	△	○	○	△	×	×	△
	市町村がごみの分別区分を新設する必要がない	○	×	○	○	○	○	△
	盗難トラブルの可能性が低い	△	△	△	△	△	○	○
	その他のごみ等の異物混入を防ぐことができる	×	△	○	△	△	○	○
	収集運搬費用が増加しない	△	△	○	△	×	○	△
必要となる費用※	・ボックス設置費用 ・ボックスからの収集運搬費用 ・普及啓発費用	・コンテナ設置費用 ・収集運搬費用 ・普及啓発費用	・ピックアップ費用	・普及啓発費用 ・集団回収奨励金	・イベント出展費用 ・イベント会場からの運搬費用 ・普及啓発費用	・普及啓発費用 ・対面回収実施費用	・普及啓発費用 ・回収実施費用	

※実施方法例の内容にて回収を実施した場合に必要な費用

○：合致する
△：実施方法により合致する
×：合致しない

(参考1) 法律施行令に示す品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係

政令	商品分類表（製造業）における分類
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	有線通信機械器具 (3011)
2 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話機・PHS電話機 (3012) 無線通信機械器具 (3013)
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 (特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号)第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。)	ラジオ受信機・テレビジョン受信機 (3014)
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具	ビデオ機器 (3021) デジタルカメラ (3022)
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	電気音響機械器具 (3023)
6 パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ (3032)
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	外部記憶装置 (3033) 半導体メモリメディア (2831)
8 プリンターその他の印刷装置	印刷装置 (3034)
9 ディスプレイその他の表示装置	表示装置 (3035)
10 電子書籍端末	その他の端末装置 (3039 19) の一部
11 電動ミシン	家庭用ミシン (2635 11)
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電動工具 (2664 15)
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	他に分類されない事務用機械器具 (2719 19)
14 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具 (2739)
15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	医療用品 (2743 11)
16 フィルムカメラ	35ミリカメラ (2752) 35ミリカメラ以外のカメラ (2752 12)
17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。)	ちゅう房機器 (2931)

政令	商品分類表（製造業）における分類
18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）	空調・住宅関連機器（2932）の一部
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）	衣料衛生関連機器（2933）
20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ（2939 11） 他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	理容用電気器具（2939 12）
22 電気マッサージ器	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	他に分類されない民生用電気機械器具（2939 19）の一部
25 蛍光灯器具その他の電気照明器具	電気照明器具（2942）
26 電子時計及び電気時計	時計・同部分品（3231）
27 電子楽器及び電気楽器	その他の楽器・楽器部品・同材料（3249）
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	電子応用がん具（3251 12） 金属製がん具（3251 13）

※ 商品分類表（製造業）における分類に含まれるものであっても、①電気製品でないもの、②業務用のもの、③部品は対象外となります。

※ これらの附属品（ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器、リモコン等）についても、対象となります。